

石川町公告 第 27 号

地域計画変更（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和8年6月29日

石川町長 首藤 剛太郎



1 地域計画変更（案）を作成した地区

- (1) 山形地区（山形西集落、山形東集落、山形中集落、北山形集落、板橋西集落、板橋東集落、板橋南集落）
- (2) 沢井地区（古内集落、下沢井集落、上沢井集落、竹柄集落）
- (3) 沢田地区（鳥内集落、新屋敷集落、大池集落、赤羽集落、竹柄集落）
- (4) 野木沢地区（中野集落、曲木集落）
- (5) 中谷地区（坂路・谷地・谷沢）
- (6) 中谷地区（双里・形見）

2 縦覧場所

石川町役場 産業振興課

石川町字長久保185番地の4

3 縦覧期間

令和8年6月29日～令和8年7月13日

4 意見書の提出方法等

意見書は日本語に限り、郵送又は持参により縦覧期間満了の日までの提出とする。意見書には個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。なお、地域計画書（案）の利害関係者以外は意見書を提出できない。